

# 社会福祉法人千葉市社会福祉事業団役員及び評議員の報酬及び 期末手当並びに旅費に関する規程

昭和56年4月1日  
規程第6号

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人千葉市社会福祉事業団（以下「事業団」という。）定款第8条及び第23条第1項の規定に基づく、役員及び評議員（以下「役員等」という。）に対する報酬及び期末手当並びに旅費の支給の基準について必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、その勤務形態に応じ、次の報酬等を支給する。

(1) 理事長及び常務理事（以下「常勤役員」という。）に報酬及び交通費の実費相当額並びに期末手当を支給する。

(2) 非常勤理事は、理事会に出席したとき及び理事会以外で理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、報酬を支給する。

(3) 施設長を兼務する理事にあつては、事業団職員給与規程又は事業団常勤嘱託職員取扱要綱の適用を受けるものとし、本規程で定める報酬等は支給しない。

(4) 監事は、理事会及び評議員会に出席したとき並びに理事会及び評議員会以外で法人及び施設の指導監査への立合及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合、報酬を支給する。

(5) 評議員は、評議員会に出席したとき及び評議員会以外で理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、報酬を支給する。

2 前項に定める報酬等以外の退職手当等は支給しない。

(報酬の額及び支払の時期)

第3条 役員等に対する報酬の額及び支払の時期は、別表1のとおりとする。

(月額報酬の支給方法)

第4条 前条に定める月額報酬を受ける役員については、その職に就任した日から報酬を支給する。

2 前項の場合において、その職に就き若しくはその職を離れた当該月分の報酬は、当該月の職にあつた日数を基礎とする日割計算により支給する。ただし、任期満了又は死亡によりその職を離れた場合は、その月の末日まで支給する。

(期末手当)

第5条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤役員に対して、それぞれの基準日の属する月の事業団職員給与規程で定める日（以下「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1月以内に任期が満了し、退職し、解任し、又は死亡した常勤役員についても同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（任期が満了し、退職し、解任し、又は死亡した日現在）において常勤役員が受けるべき報酬月額に100分の20を超えない範囲で別表2に定める割合を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額とし、6月に支給する場合は100分の215、12月に支給する場

合は100分の230を乗じた額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

(期末手当の支給制限)

第6条 事業団職員給与規程第29条の2のいずれかに該当する者にあつては、期末手当を支給しない。

2 事業団職員給与規程第29条の3のいずれかに該当する者にあつては、期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(報酬等の支払い方法)

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支払うものとする。ただし、本人から申出のあったときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令等の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(旅費の支給)

第8条 役員等が出張したときは、次に定める種類の旅費及び額を支給する。

車賃	日当	宿泊料	食卓料
(1キロメートルにつき)	(1日につき)	(1夜につき)	(1夜につき)
37円	1,900円	16,500円	3,800円

2 前項に定めるもののほか、役員等に支給する旅費の種類及びその支給方法は、事業団職員旅費規程の適用を受ける職員に支給される旅費の例によるものとする。

(公表)

第9条 本規程をもって、社会福祉法第45条の35第1項及び第59条の2第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成2年7月1日から施行する。

2 この規程による改正後の社会福祉法人千葉市社会福祉事業団の旅費に関する規程の規定は、この規程の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日

前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成 3 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の規定は、平成 11 年 9 月 29 日から施行する。

(平成 11 年 4 月 1 日から平成 14 年 3 月 31 日までの退職手当の額の特例)

- 2 第 5 条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる在職期間について、常勤の役員（千葉市職員としての身分を有する者を除く。）として在職する者に係わる退職手当の額は、退職した日の属する月の月額報酬に同表左欄の在職月数に同表右欄に掲げる割合を乗じて得た在職月数の合計を乗じて得た額に、従前の例による支給割合を乗じて得た額とする。

在 職 期 間	割 合
平成 11 年 3 月 31 日以前の期間の在職月数	1 分の 1
平成 11 年 4 月 1 日から平成 12 年 3 月 31 日までの間の在職月数	2 分の 1
平成 12 年 4 月 1 日から平成 14 年 3 月 31 日までの間の在職月数	3 分の 1

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 29 年 6 月 15 日から施行する。
- 2 平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年度定時評議員会終結の時までの運用については、この規程の例により行う。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、定款第 10 条第 1 項第 3 号の規定により、平成 29 年度第 1 回臨時評議員会において決議され、同第 13 条第 1 項の規定により、承認された場合に限り、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。

(平成 29 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成 29 年 12 月に支給する期末手当に関する改正後の役員及び評議員の報酬及び期末手当並びに旅費に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第 5 条の規定の適用については、第 5 条第 2 項中「100 分の 227.5」とあるのは「100 分の 232.5」とする。

(給与の内払)

- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の役員及び評議員の報酬及び期末手当並びに旅費に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則

この規程は、平成 30 年 6 月 22 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、定款第 10 条第 1 項第 3 号の規定により、平成 30 年度第 1 回臨時評議員会において決議され、同第 13 条第 1 項の規定により、承認された場合

に限り、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。

(平成 30 年 12 月に支給する勤末手当に関する特例措置)

- 2 平成 30 年 12 月に支給する勤末手当に関する改正後の役員及び評議員の報酬及び期末手当並びに旅費に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第 5 条の規定の適用については、第 5 条第 2 項中「100 分の 230」とあるのは「100 分の 232.5」とする。

(給与の内払)

- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の役員及び評議員の報酬及び期末手当並びに旅費に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

別表 1

役員等職名		報酬の額	支給の時期	備考
理	理事長	月額 336,000 円	毎月 21 日（休日の場合は、事業団職員給与規程第 8 条第 2 項による）	
	常務理事	月額 300,000 円	同上	
事	非常勤理事	3 時間以内 13,000 円	理事会出席時及び理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった時	
		3 時間以上 26,000 円		
	施設長兼務理事	支給しない	—	
監 事		3 時間以内 13,000 円 3 時間以上 26,000 円	理事会及び評議員会出席時並びに法人及び施設の指導監査への立合及び運営状況の指導または監査の業務にあたった時	
評 議 員		3 時間以内 13,000 円 3 時間以上 26,000 円	評議員会出席時及び理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった時	

別表 2

役職名	期末手当基礎額
理事長	報酬月額×100分の20
常務理事	報酬月額×100分の15